申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

(以下、「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成22年11月26日(金)

3 実施予定期日

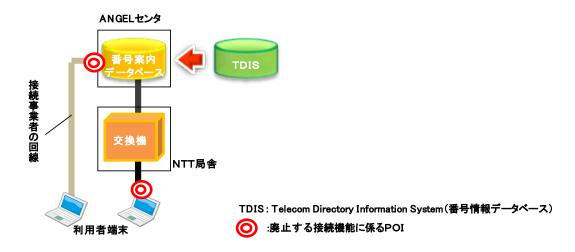
平成23年2月1日(火)から実施。

4 概要

本件は、NTT東西が提供する番号案内機能に係る番号データベース接続機能のうち、 ①端末回線の線端で接続する機能及び②番号案内データベースで接続する機能(AN GEL LINE※1に係る機能)に係る接続料等の規定を削除するため、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変 更を行うものである。

※1 NTT東西が提供する、利用者端末から電話回線を介して番号案内データベース(ANGELセンタ)へ直接問い合わせをし、ハローページに掲載されている電話番号を検索するユーザサービス。

【参考】設備構成のイメージ



5 主な変更内容

NTT東西は、利用者端末から接続事業者の回線を介して番号案内データベース(AN GELセンタ)に番号情報を直接問い合わせることを可能とするため、番号案内機能に係る番号データベース接続機能を提供してきたところである。

今回、当該番号データベース接続機能のうち、①端末回線の線端で接続する機能及び②番号案内データベースで接続する機能については、既に接続事業者による利用実績がなく、今後も需要が見込まれないことから、接続約款の規定(料金及び技術的条件)を削除するものである。なお、代替となる類似機能であるTDIS※2については、引き続き提供が継続される。

※2 NTT西日本が提供する、電話帳発行及び番号案内を行う事業者が共通に利用できる番号情報データベース。

今回削除される接続機能

(平成22年度接続料)

	番号データベース接続機能		
	端末回線の線端で接続する機能		番号情報データベースで接続する機能
	1接続3分までごとに	1成功検索ごとに	1案内ごとに
NTT東日本	13円	42円	2.44円
NTT西日本	16円	48円	4.93円

6 諮問を要しない理由

本件は、NTT東西が提供する番号データベース接続機能の一部について、既に接続事業者による利用実績がなく、今後も需要が見込まれないことから、接続約款を変更し、当該機能に係る接続料等の規定を削除するものである。また、引き続き代替となる類似機能としてTDISの提供が継続されることから、今回の規定の削除により接続事業者に特段の支障が生じるとは考えられない。

このため、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、本件は諮問を要しない軽微な事項と認められたものである。